

KSKS

No.144

26.8.28

ゆいゆい通信



編集人 社会福祉法人 寧楽ゆいの会
〒631-0823 奈良市西大寺国見町3-5-5
TEL/FAX 0742-41-6039
URL <http://narayuinokai.or.jp>

定価 1部50円
年間 300円

◆法人からの報告

「カスハラ対策 義務化へ向けて」

理事長 庄野 千恵子 … 1

◆News

◇NPO法人ぐっど・たいむ
居住支援法人の取り組み

◇伏見地区フードドライブ … 2

◇就労選択支援事業 勉強会 … 3

◆Reports

法人決算報告 … 4 ~ 6

さわやぎ … 7

こもれば地活 … 8

カスハラ対策 義務化へ向けて

2026年10月1日からカスタマーハラスメント(カスハラ)対策が改正労働施策総合推進法に基づき、事業者の義務となります。これに先立って今年2月に厚労省から具体的内容についての指針が出されています。当会では、既にあるハラスメント規程や就業規則、苦情解決の仕組みとの兼ね合いを考慮しながらカスハラ対策の規程を検討しています。厚労省統計では2025年度労災請求件数は6212件で1310件が認定され、その内1086件がメンタルに係るものとのこと。職場環境として職員のメンタルヘルスは大きな問題になっていることから、ハラスメント対策は事業者の重要課題となっています。

当会のように障がい者支援事業においては、利用者さんとの間で時々トラブルは起こります。病状や障がい特性によることも多く、支援する職員は一時的なこととして耐え、往々にして支援関係の構築問題として技術面に注視した解決を図りがちですが、支援は一方通行ではなく、利用者と双方向で影響しあうものです。こうした支援業務ではハラスメントを理由とした支援終了に躊躇してしまいます。

ハラスメント規程においては、障がい者への合理的配慮等についての苦情や職員の労働安全配慮

を要するハラスメントかを区別することが大切です。区別できなければ、支援の質向上の機会になる苦情さえも排除してしまう事業所になりかねません。そのため、判断の基準を具体的に示し、職員間で共有することが必要です。

そうした日常業務に付随する苦情やカスハラの問題は、職員の労働者としての権利や労働環境を法人が組織として守らなければ、質の高い支援活動になりえないということを改めて考えさせられます。だからこそその規程策定であり、職場としてのあり方を問う機会になります。

(庄野千恵子)



【法人の動き 5~6月】

- ・法人本部業務について検討ワーキングを始めました。月1回程度開催予定です。
- ・2026年度定時評議員会開催。
前年度決算及び活動についての承認の他、規程改訂や社会福祉充実計画の執行状況について報告しました。

News

「居住支援法人」NPO法人ぐっと・たいむ始動

NPO法人ぐっと・たいむは、令和8年3月19日に居住支援法人の指定を受けました。居住支援法人取得までの経緯やこれからについて、NPO法人ぐっと・たいむ会員の福田陽子さんに聞きました。

▶ そもそも居住支援法人とは？

居住支援法人とは、住まいの確保に配慮が必要な人々（住宅確保要配慮者）が、安心して賃貸住宅に入居できる環境を整備するための法律である「住宅セーフティネット法」に基づき、都道府県知事が指定する法人のことです。不動産業者と福祉をつなぎ、入居前から入居後までをサポートします。

▶ 0からのスタートではない

NPO法人ぐっと・たいむでは、精神障がい等により地域生活に困難を抱える人、福祉サービスの対象にならない家族の人が、制度のはざまによって孤立しないように、障害福祉サービスだけでは充足できない部分も幅広くサポートし、安心して地域社会の一員として生活を送ってもらえることを目的に、長年「生活サポート事業」を実践してきました。

これまでの活動の中でも住まいに関わる支援は行なってきましたが、精神障がいの特性上、自力での物件探しや賃貸契約の締結、近隣住民との関係に不安がある当事者も多く、家を貸す側である大家さんの不安や、保証審査の通りにくさもあり、不動

産交渉の面で苦勞することが多くありました。また、転居支援を必要としている人の中でも、「生活支援の中で必要性が出てきた人」しか支援につながらないという課題がありました。

▶ 強みを活かした活動

本人が抱える暮らしの問題解決のためには、周囲の理解も欠かせません。不動産業者や大家さん、地域の方など周りの人とのつながりが不可欠です。居住支援法人を取得することで多方面との関わりがより深まり、それぞれの強みを持ち寄って協力し合えることや、一緒に考える場、また精神障がいについて知ってもらえる機会が増えます。そのようにどんどんと波紋を広げていくことが、結果として本人の生活に還元されていくと考えています。

居住の支援は生活支援の延長であり、入居するまでだけが居住の支援ではありません。継続して生活支援を行なうことが大家さんや本人の安心につながります。今後は他の居住支援法人とも連携しながら誰もが住みやすい地域づくりにも貢献していきたいと考えています。

（吉川惇巳）

フードドライブで地域貢献

さわやぎ 伏見地区の拠点の一つに

きらくと一つになったさわやぎは、8月から、「フードドライブ※」に寄付される食料を受け取り保管する拠点として利用してもらうことになりました。開所している平日の9時から17時に事業所の玄関で受け取ります。厨房喜楽の営業中は、弁当注文の窓口からも受け取ることにしています。以前から地域とのつながりをもっと作りたい思い、さわやぎは地域の「伏見まつり」に4年前から織りや事業所紹介の展示で参加するなどしてきました。きらくでは何かご近所に貢献したいと考えて、お弁当があまり売れなかった日に困っている人にお弁当を無償で提供する取り組みを、伏見包括支援センターを通して1年ほど前から始めていました。

5月にきらくがさわやぎの建物に移転することになり、移転後のお弁当の注文が少しでも増えるように、伏見地区社会福祉協議会（坪井義夫会長）の声掛けで、フードドライブのポスターやチラシにお

弁当の宣伝も入れてもらえることになりました。

移転後すぐはお弁当の売り上げがさみしい日も多く、不安な時期もありま

したが、このように地域の方々から応援してもらえることはありがたいです。これからも地域の方にもっと知ってもらい、応援してもらえる事業所になれるような取り組みを続けていきたいです。（六十谷尚美）

※家庭で余った食品を集め、福祉事業所や子ども食堂などに寄付する活動。



「もったいない」を「ありがとう」に変えよう
伏見地区フードドライブ

2026年8月～（土日祝除く）
9:00～17:00 さわやぎ
奈良市西大寺国見町3-5-5
☎ 0742-81-8015
※入口は建物裏側 駐車場あり

※11:00～15:00は厨房喜楽（同じ建物内）の販売窓口でもお受け取りできます

◎厨房喜楽ではお弁当販売をしています
日曜日880円～ からあげ・惣菜など780円～
営業時間/11:00-15:00（土日祝休み）
☎ 0742-41-5528

お持ちいただけるもの
・お米（白米、玄米、アルファ米）
・味噌、パスタなどの乾麺
・缶詰、レトルト、インスタント食品
・食用油、調味料
・海苔、お茶漬け、ふりかけ
・おミルク、確乳食、お菓子
・飲料（アルコール除く）

お引き受けできないもの
・賞味期限が1カ月を切っているもの
・開封されているもの
・冷蔵のもの
・冷凍のもの（密蔵保存不可）
・生鮮食品（生肉・魚介類・生野菜）
・アルコール類

フードドライブとは？
家庭で眠っている未開封の食品を持ち寄り、必要としている方へ寄付する活動です。 主催：伏見地区社会福祉協議会

伏見地区自治連合会 ホームページ

◀ 伏見地区の19の掲示板に貼り出され、
閲覧板にも14部入りします

奈良市「就労選択支援事業」勉強会

奈良市地域自立支援協議会 就労支援グループ主催の「就労選択支援事業」の勉強会が7月6日(月)、奈良市役所正庁の間で行なわれました。市障がい福祉課から事業の概要とポイントの説明、就労選択支援事業所から支援事例の報告などがありました。

◆就労選択支援事業の概要

就労選択支援事業は「障がい者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望や就労能力や適性等に合った選択を支援する」新たな障害福祉サービスで、令和7年10月から運用が始まっています。対象者(※表1)は就労移行支援事業又は就労継続支援事業を利用する意向がある人及び現利用者です。

令和8年7月1日現在、奈良市では『ぷろぼの』『ワークラボ』『セルポート』の3カ所が就労選択支援事業を行なっています。就労選択支援事業所では、作業への適応性や安定感、必要な配慮などをアセスメントします。通所が難しい人がいることを想定し、生活介護事業所などすでに使っている所や本人が利用を希望している就労継続支援B型事業所、自宅でアセスメントする『訪問型』も利用できます。

支給決定期間は原則1ヵ月(必要な場合は2ヵ月)ですが、奈良市では最初から2ヵ月で支給されます。アセスメント結果は、ケース会議で本人・家族だけでなく相談支援事業所やその他支援機関とも共有し、障害福祉サービスや社会資源についての情報提供、一般就労やその他の可能性など、本人が働き方を選択できるようにサポートします。



◆就労選択支援事業への期待と懸念

「働くために自分のできることを知りたい」などの希望がある人にとっては、就労選択支援事業利用により自身の可能性が広がり、より良い選択につながる事が期待されます。しかし、長期間入院していた人や長年引きこもっていた人など、まずは家から一歩出ることを目標に就労継続支援B型事業(以下B型)の利用を希望するケースも稀ではありません。そうした人も就労選択支援事業を挟むことが必要となると、「就労選択支援事業の利用申請」「認定調査」「サービス等利用計画等の作成」「就労選択支援事業の利用」などを経て、ようやくB型の「利用申請」に辿りつくことになります。

質疑応答では、利用までのハードルの高さから利用を敬遠し、本当に必要な資源につながらなくなるのではという懸念の声があがりました。また、「京都市にはケースによって(障害支援区分3以上の判定が出ている人や6ヵ月ひきこもり状態にあると認められる人など)は、障がい者本人に関わる相談支援事業所等がアセスメントを取り、二次アセスメントを就業・生活支援センターが行ない、就労選択支援事業を挟まずB型の支給決定する独自のプロセスがある」との情報提供もありました。

就労経験のないB型利用希望者は、就労選択支援利用が必須です。国は、就労選択支援事業は就労の可否を判断したり、就労系福祉サービスを利用するための振り分けを行なうものではなく、「本人の選択を支援すること」が目的であると説明しています。障がい当事者が就労選択支援事業を使う意味や意義を理解し、申請や就労アセスメントの過程において、持っていたB型の利用意欲を削がれるなど不利益にならないよう、今後の運用についても引き続き注視していく必要があります。

(宮崎涼真)

就労選択支援事業の対象者 ※表1

サービス種別	新たに利用する意向がある方	既に利用中・更新のある方
就労選択支援B型	令和7年10月から原則利用 ※以下の方は希望に応じて利用 ・50歳に達している方 ・障害基礎年金1級受給者 ・就労経験があり、年齢や体力面で一般企業雇用が困難になった方	希望に応じて利用
就労継続支援A型	令和9年4月から原則利用	希望に応じて利用
就労移行支援	希望に応じて利用	令和9年4月から原則利用 ※標準利用期間(2年)を超えて更新を希望する方

学校関係者や相談支援事業所、就労系福祉サービス事業所などから約50人が参加